

仕 様 書

この仕様書は、愛媛県立しげのぶ特別支援学校第1教棟及び第2教棟トイレ修繕業務について規定する。

1 業務名

愛媛県立しげのぶ特別支援学校第1教棟及び第2教棟トイレ修繕業務

2 業務内容

愛媛県立しげのぶ特別支援学校（以下、「学校」という。）第1教棟及び第2教棟のトイレを修繕する。※詳細は修繕内訳書のとおり

【改修箇所】

場所	場所	男子トイレ	女子トイレ	共用トイレ
第1教棟	1 F	済	済	○
	2 F	済	済	○
第2教棟	1 F	○	○	
	2 F	○	○	

【主な改修内容】

- ・大便器（ブース含む）更新※全自動
- ・小便器撤去（大便器へ転換）
- ・シャワー（電気温水器含む）、手洗い、掃除、汚物流し更新
- ・排水管更新
- ・床（乾式）、壁、天井改修（要アスベスト調査）
- ・建具改修（手摺り・カーテンの撤去及び再設置を含む）
- ・照明更新（LED：人感センサー）
- ・完成図面作成

3 業務期間

契約の日から令和5年12月28日まで

※経費の見積りは、修繕内訳書に示す標準修繕期間に基づいて算出すること。

4 実施要領

- (1) 受託者は、契約後、修繕内訳書を参考に業務計画（修繕内容、方法、設置機器、スケジュール等）を作成し、内容に問題がないことを学校へ確認すること。
- (2) 受託者は、更新する機器の調達や人員の確保等を適切に行い、本業務の執行にあたっては、学校と連絡を取り合い、教育活動への影響が最小限となるように細心の注意を払うこと。

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受託者で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ学校の立会を受けて実施すること。

- (2) 業務の実施については、学校の業務に支障のないよう事前に学校と協議するものとする。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、学校が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。